

## 2. 立替払について①

立替払は、軽微なもので、かつ、立替払を行わないと業務に著しく支障をきたす場合は、例外的に教職員等が一時的に支払いを行う「立替払」が認められています。なお、立替払は必要やむを得ない場合に限りますので、以下の項目の範囲該当しない場合は支払が出来ないこともありますのでご注意ください。

### 【立替払の範囲】

1. 有料道路通行料金
2. 駐車場料金
3. ガソリン代
4. レンタカー代
5. 電車、バス等の回数券等
6. 郵便切手類  
(収入印紙、官製葉書等を含む。)
7. 会議費(「会議費支出伺」の提出により事前に承認を得ているものに限る。)
8. 会場使用料
9. 宅配便代
10. 写真現像代
11. コピー(複写)代
12. 別刷等の印刷代
13. 講演会、研修会等の受講料
14. 学会、国際会議等参加費又は登録費
15. 外国出張先にて教育研究上やむを得ず必要となるもの